

令和 8 (2026) 年度 Box 環境検証・運用ルール策定支援業務 公募型プロポーザル実施要領

令和 8 (2026) 年 8 月

栃木県経営管理部行政改革 I C T 推進課

1 趣旨・目的

この要領は、栃木県が「令和 8 (2026) 年度 Box 環境検証・運用ルール策定支援業務」を委託するに当たり、最も的確な事業者を選定するために実施する公募型プロポーザルに関して必要な事項を定める。

2 業務概要

(1) 業務名

令和 8 (2026) 年度 Box 環境検証・運用ルール策定支援業務

(2) 業務内容

別紙「令和 8 (2026) 年度 Box 環境検証・運用ルール策定支援業務仕様書」(以下「仕様書」という。)のとおりに従う。

(3) 契約期間

契約締結の日(令和 8 (2026) 年 10 月上旬を予定している。)から令和 9 (2027) 年 3 月 31 日(水)まで

(4) 委託料上限額

30,810,000 円(消費税及び地方消費税を含む。)

(5) 担当所属及び問合せ先

郵便番号 320-8501 栃木県宇都宮市埴田 1-1-20

栃木県経営管理部行政改革 I C T 推進課 情報基盤担当

電話 028-623-2213 電子メール m21help@pref.tochigi.lg.jp

3 参加資格

企画提案に参加する者は、次に掲げる要件をすべて満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 に規定する者に該当しないこと。
- (2) 栃木県物品調達等競争入札参加資格者等(平成 8 年栃木県告示第 105 号)に基づき、業種区分の大分類「N 通信、情報処理」の入札参加資格を有する者であること。又は契約締結時までに資格を取得する見込みであること。
- (3) 参加表明書及び企画提案書の受付期間において、栃木県競争入札参加資格者指名停止等措置要領(平成 22 年 3 月 12 日付け会計第 129 号)に基づく指名停止期間中でない者であること。
- (4) 民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)第 21 条第 1 項若しくは、第 2 項の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされている者(同法第 33 条第 1 項の規定に基づく再生手続開始の決定を受けた者を除く。)又は会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)第 17 条第 1 項若しくは第 2 項の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされている者(同法第 41 条第 1 項の規定に基づく更生手続開

始の決定を受けた者を除く。) でないこと。

- (5) 栃木県暴力団排除条例（平成22年栃木県条例第30号）第2条第1号又は同条第4号の規定に該当しない者であること。
- (6) 国、都道府県、市又は区若しくはこれらと同等の団体が発注した類似業務の実績を有すること、又は公告日時点において履行中であること。

4 プロポーザル実施の手続

(1) 実施スケジュール

ア 実施要領等の公表	令和8(2026)年8月18日(火)
イ 実施内容等に関する質問受付期限	令和8(2026)年8月25日(火) 午後4時必着
ウ 質問に対する回答	令和8(2026)年8月28日(金)
エ 情報提供兼秘密保持誓約書の提出期限	令和8(2026)年9月2日(水) 午後4時必着
オ 参加表明書の提出期限	令和8(2026)年9月2日(水) 午後4時必着
カ 企画提案書の提出期限	令和8(2026)年9月14日(月) 午後4時必着
キ プレゼンテーション(予定)	令和8(2026)年9月24日(木)又は同月25日(金)
ク プロポーザル審査実施	令和8(2026)年9月24日(木)又は同月25日(金)
ケ 選定結果の通知・公表	令和8(2026)年9月28日(月)

(2) 実施要領等の配布

ア 配布期間：令和8(2026)年8月18日(火)～同月28日(金)
(土曜日、日曜日及び祝日を除く、午前9時から午後4時まで)

イ 配布書類

- (ア) 実施要領(本要領)
- (イ) 別記様式1 情報提供兼秘密保持誓約書
- (ウ) 別記様式2 参加表明書
- (エ) 別記様式3 参加資格確認書
- (オ) 別記様式4 類似業務実績確認書
- (カ) 別記様式5 企画提案書
- (キ) 仕様書
- (ク) 審査基準

ウ 配布場所：上記2(5)の担当所属で配布するほか、栃木県ホームページ「ホーム > 産業・しごと > 入札・公売 > 入札・公募(業務委託)」に掲載している本業務に関するページからダウンロードできる。

※URL(<https://www.pref.tochigi.lg.jp/kensei/nyuusatsu/index.html>)

(3) 資料の提供(情報提供)

提案書作成の参考資料として、本県が令和8(2026)年度上半期に実施した調査・コンサルティングの成果物(現状調査結果、課題整理、検証に関する検討資料等)の提供を受けることができる。なお、提供資料は本業務の提案検討の目的以外に使用してはならない。

ア 提出書類：情報提供兼秘密保持誓約書(別記様式1) ※要押印

イ 提出期限 : 令和 8 (2026) 年 9 月 2 日 (水) 午後 4 時必着

ウ 提出方法 : 電子メールにより、上記 2 (5) に提出すること。

※到達の確認のため電話連絡を行うこと。なお、押印した原本については上記 2 (5) の場所に原本を持参又は郵送 (書留郵便に限る。) すること。

エ 交付要件 : 競争入札参加資格者等 (平成 8 年栃木県告示第 105 号) に基づき、業種区分の大分類「N 通信、情報処理」の入札参加資格を有する者であること。又は契約締結時までに資格を取得する見込みであること。

オ 交付方法 : アの受領後、データで交付

(4) 質疑・回答

プロポーザル方式に参加するに当たり質問事項がある場合は、簡易なものを除き、質問書 (様式任意) を作成し、提出すること。

ア 受付期間 : 公募開始日～令和 8 (2026) 年 8 月 25 日 (火) 午後 4 時必着

イ 質疑方法 : ・ 電子メールにより、上記 2 (5) に提出すること。
・ 質問を行う者及び質問内容を簡潔かつ明確にすること。
・ 質問内容には質問を行う者を特定する可能性のある内容を含めないこと。

ウ 回答期日 : 令和 8 (2026) 年 8 月 28 日 (金) までに回答

エ 回答方法 : 回答は栃木県ホームページ (上記 4 (2) ウの URL) に掲載する。
なお、質問の内容によっては、質問者にのみ電子メール等で回答することがある。

(5) 参加表明書の提出

プロポーザルへの参加を希望する者は、以下のア～オにより提出書類を作成し、持参又は郵送により提出すること。

ア 提出書類 : (ア) 参加表明書 (別記様式 2)
(イ) 参加資格確認書 (別記様式 3)
(ウ) 類似業務実績確認書 (別記様式 4)

イ 提出期限 : 令和 8 (2026) 年 9 月 2 日 (水) 午後 4 時必着
※提出期限後に到着した応募書類は無効とする。

ウ 提出場所 : 上記 2 (5)

エ 提出方法 : 持参 (平日の午前 9 時～午後 4 時まで) 又は郵送 (書留郵便に限る。)
※郵送の場合は、到着確認のため電話連絡を行うこと。
※なお、参加表明書の提出後に参加を辞退する場合は、令和 8 (2026) 年 9 月 18 日 (金) までに辞退届 (任意様式) を提出すること。

オ 提出書類の作成について

- (ア) 様式順にページ番号を付して左上を綴じること。
- (イ) 別記様式 4 については、用紙が不足する場合は記載する枠を広げ、複数のページに渡り記載しても差し支えない。
- (ウ) 提出部数は 1 部とする。

カ 参加資格の確認について

参加表明書を提出した者に対して参加資格を確認し、その結果を通知する。参加資格を得た者のみが企画提案書を提出することができる。

ただし、上記 4 (1) カの企画提案書の提出期限までに参加資格の要件に該当しなくなった者は、参加資格を失い、契約の相手方の候補となる者（以下「候補者」という。）を選定する対象者とししない。

(6) 企画提案書の提出

上記 4 (5) カの参加資格の確認を受けた者は、仕様書及び下のア～クにより企画提案書を作成し、持参又は郵送により提出すること。

ア 企画提案を求める事項

次の事項を含めて作成すること。

(ア) 企画提案内容（目的、効果、訴求ポイント等）

(イ) 実施計画及び全体のスケジュール

(ウ) 実施体制

(エ) 見積額

イ 提出資料

企画提案書（別記様式 5）に提案者が独自に作成した企画提案資料を添付すること。

企画提案資料は、上記 4 (2) イ(キ)仕様書、および別紙「審査基準」の評価項目を踏まえ作成すること。

企画提案資料の内容には、様式、用紙の大きさ、枚数、色やイラストの仕様等の制限はないが、目的、効果、訴求ポイント等を明確に示し、わかりやすく作成すること。

ウ 提出期限 : 令和 8 (2026) 年 9 月 14 日（月）午後 4 時必着

※提出期限後に到着した企画提案書は無効とする。

エ 提出場所 : 上記 2 (5)

オ 提出方法 : 持参（平日の午前 9 時～午後 4 時まで）又は郵送（書留郵便に限る。）

※郵送の場合は、到着確認のため電話連絡を行うこと。

カ 企画提案書は 1 者 1 提案とする。

キ 企画提案書の提出部数は、7 部（正本 1 部、副本 6 部）とする。

なお、審査の公正を期すため、副本には参加者名を記入しないこと。

ク 提出の際に、栃木県知事福田富一宛ての見積書の正本 1 部を提出すること。

なお、見積書は必要な項目ごとに区別する（諸経費や消費税も区別する）とともに、企画提案書の見積額と整合させること。

(7) 企画提案書等提出書類の取扱い

ア 提出期限後は、提出書類の変更、差替、再提出又は撤回は認めない。

イ 提出書類は、理由の如何を問わず返却しない。

ウ 企画提案書は、栃木県情報公開条例（平成 11 年栃木県条例 32 号）に基づく公文書開示請求の対象となる。

エ 県は、必要に応じて、追加資料の提出を求めることがある。

- オ 提案者は、企画提案書の提出をもって、実施要領等の記載内容に同意したものとみなす。
- カ 企画提案書に使用する言語は日本語、使用する通貨は円とする。ただし、海外経費等で必要な場合は英語表記を併記すること。
- キ 提出された企画提案書は、選考を行う作業に必要な範囲において、複製を行う場合がある。
- ク 企画提案書等の著作権は、提案者に帰属する。
- ケ 企画提案書等に含まれる著作権、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は提案者が負う。

5 審査方法等

(1) 審査基準

別紙「審査基準」のとおり

(2) プレゼンテーション及びヒアリングの実施

企画提案書及び見積書について、プレゼンテーション（20分以内）及びヒアリング（10分以内）を令和8（2026）年9月24日（木）又は25日（金）に栃木県庁内で実施する。日時及び場所については、令和8（2026）年9月15日（火）までに別途連絡する。

(3) 審査方法

企画提案書、見積書、プレゼンテーション及びヒアリングについて、審査基準に基づいて、プロポーザル選定委員の意見（採点等）を聴取し評価を行う。

(4) その他

次に掲げる事項に該当する者は、失格とする。

ア 提出書類に虚偽の内容を記載した場合

イ 本実施要領に示した企画提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合

ウ 見積書の金額が上記2（4）の委託料上限額を超える場合

エ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合

オ 評価に係るプロポーザル選定委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を行った場合

カ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

6 選定結果の通知・公表

候補者選定後、提案者全員に選定又は非選定の結果を通知する。また、次の(1)及び(2)の事項について栃木県ホームページ（上記4（2）ウのURL）で公表する。なお、審査内容に係る質問や異議は受け付けない。

- (1) 候補者の名称、当該候補者を最高点と評価した選定委員の数、総合点及び選定理由
- (2) (1)以外の提案者の数及びそれぞれの総合点

7 契約手続

- (1) 候補者に選定された者と栃木県との間で、速やかに委託内容、経費等について再度調整を行い、協議が調った場合、委託契約を締結する。協議においては、企画提案書の内容について追加、変更、削除を求めることがある。

- (2) 契約代金の支払いについては、精算払いとする。
- (3) 候補者に選定された者が、特別な事情等により契約を締結しない場合は、その理由を記載した辞退届（任意様式）を提出すること。なお、この場合、次順位の者を候補者とする。

8 その他

- (1) 企画提案書等の作成及び提出に係る費用等、プロポーザル参加に要する経費は全て提案者の負担とする。